

## 認可外保育施設に係る市町村への権限移譲について

### 提案概要

- ・認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等は、市町村に移譲すること。

### 基本的な考え方

- 認可外保育施設の設置届出の受理等の事務を一律に市町村に権限移譲することは、市町村の事務に大きく影響を与えるものであり、また、来年度施行予定の子ども・子育て支援新制度の施行準備に影響を及ぼす可能性もあり、適当ではない。
- 地方自治法(平成26年法律第83号)第252条の17の2の規定に基づき事務処理特例制度を活用して、当該事務を市町村の事務とすることは、現行制度において可能である。

## 認可外保育所が認可保育所に移行する際の経済的基礎の条件の緩和について

### 提案概要

・認可外保育施設からの移行に際しては、認可保育所への移行が進むよう、過去3年間黒字経営であるなど適正に運営されていることが確認できる場合は、1000万円の資金要件をなくすなど審査要件である経済的基礎の条件を緩和すること。

### 基本的な考え方

- 1000万円の資産要件については、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)において、「地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であつても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を下回らない範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。」とされており、既に地方自治体の判断で減額することが可能となっている。
- なお、来年度施行予定の改正後の児童福祉法第35条第5項第1号に規定されているとおり、保育所を運営するために必要な一定の経済的基礎を設置主体に求めることは、保育の質を確保し、保護者が安心して子どもを預けるために重要な事項であつて、この要件をなくすことはできない。

## 保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止について

### 提案概要

- ・保育所型認定こども園のみ規定されている認定の有効期間を廃止すること。

### 基本的な考え方

- 保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、5年を超えない範囲内において有効期間を定めるととされているものである。
- なお、認定こども園法第5条第3項において、都道府県知事は、保育の需要の状況に照らし、保育所型認定こども園において保育を必要としない満3歳以上の子どもに対する保育を引き続き行うことにより、保育を必要とする子どもの保育に支障が生じるおそれがあると認められる場合を除いて、認定の有効期間を更新しなければならぬことが規定されている。

## 放課後児童クラブの補助要件緩和について①

### 提案概要

放課後児童クラブの補助対象の児童数の要件を緩和すべき。

### 基本的な考え方

- 事業の効率性及び安定性の観点から、登録児童数10人以上のクラブを補助対象としている。
- 登録児童数の人数規模別で見ると、9人以下のクラブは全体の3%。

(参考)過去の要望への回答等

・地域再生に関する提案・第7次提案募集関係(平成21年6月)

「クラブの人数要件については、過疎地等の児童数が少ない地域における事業の実施を図るため、平成13年度に国庫補助の人数要件を緩和し、「20人以上」から「10人以上」に引き下げたところである。当該基準は事業の効率性及び安定性の観点から設けているところであり、さらなる補助要件の緩和は困難である。」

・規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要(平成25年度)

「国庫補助基準を満たさない地方単独事業として実施する小規模学童保育(児童数が10人未満等)については、既に特別交付税の算定対象とされており、財政支援を図っている。」



**放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。**

**小規模の放課後児童クラブに対する補助は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども・子育て会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点で回答は困難。**

## 放課後児童クラブの補助要件緩和について②

### 提案概要

放課後児童クラブの障害児受入加算の要件（現行は1クラブあたり）について、1人あたり基準を加えるよう提案する。

### 基本的な考え方

○ 障害児を受入れるクラブには、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、専門的知識等を有する指導員を配置するために必要な経費を、上乗せ補助している。

※1クラブ当たり加算補助額（年額）1,639千円（平成26年度予算）

○ 障害児を受入れるために必要なバリアフリー等の改修経費についても別途補助。

※補助額：1,000千円（平成26年度予算）

[障害児受入推進に係る補助事業の沿革]

平成13年度 障害児受入促進試行事業の創設 [障害児を4人以上受入れるクラブへの加算]

平成15年度 人数要件の緩和[障害児4人以上→2人以上]

平成18年度 人数要件の撤廃[障害児2人以上→1人以上]

平成20年度 市町村が認めた専門的知識等を有する指導員を各クラブに配置する補助方式へ変更



放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域

子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量の拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

放課後児童クラブの障害児受入加算は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ど

も・子育て会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点で回答は困難。

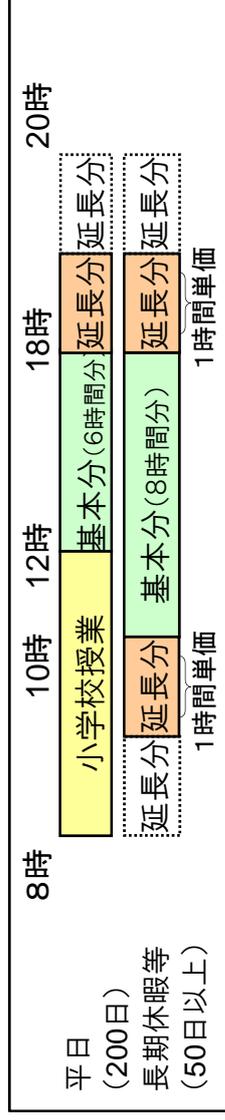
## 放課後児童クラブの補助要件緩和について③

### 提案概要

長時間開設加算（保育緊急確保事業における放課後児童クラブ開所時間延長支援含む）について、平日一日6時間超という現行基準を、平日一日「6時間以上」という基準に見直すことを提案する。

### 基本的な考え方

○長時間開設加算 平日6時間を超え、かつ18時を超えて開設するクラブ（長期休暇等は1日8時間を超えて開設するクラブ）に対し、通常の運営費補助に加え、延長時間に応じて加算



○補助基準額

■26年度予算 平日分278千円、長期休暇等分125千円（平均延長時間1時間あたり／年額）

○保育緊急確保事業（平成26年度）

18時半を超えて開所するクラブに非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用を支援



放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一事業として、消費税財源を投入し、「量的拡充」・「質の改善」を図ることとしている。

放課後児童クラブの長時間開設加算は、新制度の「質の改善」事項において、地方の代表も参加して議論した子ども・子育て会議での他の充実メニューとの優先順位を含め再検討する必要があるため、現時点で回答は困難。

なお、6時間超を6時間以上に見直すことについては、新たな予算事業を講じるものであり、これに充てる財源が明確でないことから、対応することはできない。

# 放課後児童クラブについて

## 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余剰教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る  
 (平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))  
 ※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行予定)

## 【現状】(クラブ数及び児童数は平成25年5月現在)

- クラブ数 21,482か所 (参考:全国の小学校20,836校)
- 登録児童数 889,205人 (全国の小学校1~3年生約325万人の24%程度=約4人に1人)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 8,689人[利用できなかった児童がいるクラブ数 1,612か所]

・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)  
 ⇒平成26年度末までに111万人(小学校1~3年生の32%=3人に1人)の受入児童数をめざす

## 【事業に対する国の助成】

○平成26年度予算 332.2億円  
 ※児童育成事業費(特別会計)による補助

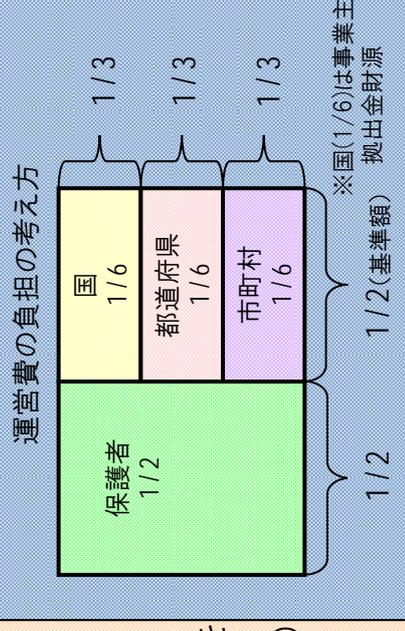
- 運営費 か所数の増(27,029か所→27,750か所)  
 ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。  
 ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。  
 ・例:児童数が40人の場合、1クラブ当たり基準額:342.7万円(総事業費685.4万円)  
 ・学校の余剰教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成。
- 整備費

・新たに施設を創設する場合(基準額:2,355.6万円)のほか、改築、大規模修繕及び拡張による整備を支援。

※運営費は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。整備費(創設、改築等)は、国・都道府県・設置者が3分の1ずつ負担。整備費(改修・備品購入)は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。

(参考)保育緊急確保事業(内閣府予算に計上:51億円)

放課後児童クラブについて、保育所の利用者が就学後も引き続き円滑に利用できるように、「小1の壁」の解消に向け、開所時間の延長を促進する。



○質の改善(地域子ども・子育て支援事業関係)

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
放課後児童クラブ事業の充実	<input type="checkbox"/> 「小一の壁」の解消 (18時半を超えて開所するクラブに常勤職員1名を配置) ※まずは取組内容に応じて常勤職員1名を配置する ための追加費用又は非常勤職員1名の処遇改善に 必要な費用のいずれかを支援 →常勤1名を配置するための追加費用	406億円程度 (270億円程度)	・平成26年度予算 (18時半を超えて開所する クラブに非常勤職員1 名の処遇改善に必要な 費用を支援 154億円)
	<input type="radio"/> 5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置	20億円程度	
	大都市に所在し、待機児童が5人以上いるクラブが分割して運営するために必要な賃借料を補助	18億円程度	
	<input type="radio"/> 19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置	14億円程度	・基準
	常勤職員の処遇改善(経験年数に応じて加算)	39億円程度	

○:項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの

□:項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの  
 内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、  
 所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額